

## 本卒論のねらい

本論文は、富士箱根伊豆国立公園の箱根地域に住む居住者を対象とした意識調査を行い、住民が国立公園の規制をどう認識しているかについて考察したものである。

日本の国立公園制度は国有地、公有地のほか、私有地も相当大幅にとり入れる地域制の国立公園制度を採用し、自然公園法により一定の公用制限を課して、守るべき自然風景を構成する植生や地形の改変などに制限を加え、これによって制度の目的を達成するという考えがとられている。

しかし、住民の生活に影響を及ぼすような行為規制を住民にかけているにもかかわらず地域住民の認知や認識に関する調査は現在まで実施されていない。

住民がそれらの規制内容をどの程度認知していて、またどのように認識しているかは基本的な情報であると思われるが、それが把握されていないということは住民の理解を得る取り組みが遅れているということになる。

これらの現状を明らかにしていくため、調査対象地として私有地が比較的多く、国立公園制度としては特異で厳しい「緑地率基準」を採用している富士箱根伊豆国立公園の箱根地域を選び、環境省や地域関係者の方々へのインタビューによる質的調査とアンケート調査による量的調査を実施した。

## インタビュー調査

環境省箱根自然環境事務所(当時)

当時の所長にインタビューしたところ、「規制は認知されているが、規制の詳細までは認知されて

いない。規制の内容まで認知している人の例としては、仕事上で取り扱う公園事業者、宅地を紹介する不動産業者があげられる。地域住民に規制の詳細が認知されていないにも関わらず、緑地景観が維持されているのは、国立公園としての規制があるからだけではなく、地域にとって、どんな景観が大事にされているか分かりやすいことが大きな要因ではないか」との発言があった。

## アンケート調査

(※1, ※2)

調査期間…二〇一八年八月・配布数…二一〇部・回収数…一二一部

自然公園法による建築物の基準に関しては全体の六八%が認知しているという結果となった。主な認知理由としては「親や知人から聞いた」という回答が三九%と特に多い結果となった。基準の機能に関しては半分以上が「自然景観の保護」に対して「やや機能している」二八%、「機能している」二八%と回答しているため、ある程度は機能が認められていると考えられる。

しかし規制の強弱に関しては「少し弱めるべき」という回答が四〇%と特に多い結果となった。理由として「建築物基準が厳しい」「規制で自由が利かず町民が減っている」という規制による個別の制限の緩和を求める回答が多い傾向にあった。そのほかに「知り合いから厳しいと聞いた」というような回答もあり、間接的な印象なども認識に影響していると考えられる。

また、調査時に住民の方々から「倒木の危険があっても規制により伐ることができない」との意見があり、これに関して自然公園法施行規則第一二条にて「枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること」は特別地域内における許可または届出を要しない行為と記されており、規制の内容などが深く認知されていないことが考えられる。地域資源の保護意識に関しては、全体的に自然景観の保護に対して保護に力を「やや注ぐべき」三〇%、「注ぐべき」四〇%と前向きな回答が多く、一般論として住民の地域資源に対する意識は高い傾向にあるということが考えられる。全体として規制の緩和を望む

図1 アンケート調査結果 単純集計表

自然公園法の認知度(総数121人)	
知っていた	92%
知らなかった	8%
箱根地域における建築物基準の認知度(総数121人)	
知っていた	68%
知らなかった	32%
建築物基準認知理由(総数82人)	
自宅の管理で指導を受けた	9%
仕事上で指導を受けた	1%
仕事上で取り扱う	28%
親や知人から聞いた	39%
箱根町ホームページや都市計画案など	16%
家の新築時、購入時に	5%
その他	1%
無回答	1%
建築物基準の機能(自然景観の保護)(総数121人)	
機能していない	5%
やや機能していない	5%
どちらともいえない	16%
やや機能している	28%
機能している	28%
無回答	18%
建築物基準の強弱(総数121人)	
弱めるべきである	7%
少し弱めるべきである	40%
少し強めるべきである	23%
強めるべきである	7%
無回答	23%
地域資源の保護意識(自然景観の保護)(総数121人)	
注ぐべきではない	0%
やや注ぐべきではない	3%
どちらともいえない	20%
やや注ぐべきである	30%
注ぐべきである	40%
無回答	7%

図2 規制の強弱と自然景観保護意識の関係分析表

自然景観の保護に力を→ 法規制を↓	注ぐべきではない	やや注ぐべきではない	どちらともいえない	やや注ぐべきである	注ぐべきである
	0%	25%	38%	25%	13%
弱めるべき	0%	4%	24%	29%	42%
少し弱めるべき	0%	0%	8%	38%	54%
少し強めるべき	0%	0%	0%	22%	78%
強めるべき	0%	0%	0%	22%	78%

**環境省(富士箱根伊豆国立公園管理事務所)のコメント**

「アンケート調査結果から、規制の存在は認知されているが、その目的や内容に関する認識は十分でなく、規制が厳しすぎるというイメージが独り歩きしているようにも思える。現在、地域関係者と

回答が多かったが、規制の強弱と自然景観の保護意識の関係を分析したところ、自然景観の保護意識が高い回答者ほど法規制の強化を望む傾向がみられ、自然公園法の規制と地域住民の自然景観の保護意識はある程度一致しているということが考えられた。

**まとめ**

共に公園管理に取り組む『協働型管理』の検討を進めており、その実現に向けて住民の規制に関する認知や理解を求めることの重要性を再認識した」とのコメントであった。

箱根地域においては自然公園法に対する認知度が高い傾向にあり、認知に関しては指導を受けた経験というよりは「親や知人から聞いた」というような、間接的に知る傾向が強いということが考えられた。また、法による行為規制が十分に機能していることを評価している。法規制への認識としては規制を「少し弱めるべき」という回答が特に多く、個別の規制による生活の制限に対して良い印象をもっていないということが考えられた。規制は十分に機能していると考えられる住民が多いことや規制の

緩和を望む回答が多かったが、調査結果から地域住民の自然景観への保護意識と自然公園法の規制はある程度一致しているということも考えられた。

今回の反省点としては、無作為での調査が実施できなかったことが第一であるが、「地域全体」だけでなく特性の異なる「地種区分」、「居住地域」ごとの分析の必要性や、「自然景観への保護意識」ではなく具体的な「住民の守りたい」と考えている地域資源と「法規制」の関係性といったことも考慮すべきであったと考えている。

※1 郵送による無作為の調査は困難であり、箱根町役場の協力を得て、事業所や個人の人脉を頼りに配布した。  
 ※2 地域住民にとって関わりが多いと考えられる建築物の基準を中心に個人属性を含めた二〇問ほどの質問から構成される調査票を作成。

**及川 瞭●おいかわ あきら**  
 江戸川大学社会学部現代社会学科中島研究室四年(二〇一九年三月原稿執筆時点現在)  
 ・大学では霧ヶ峰自然保護指導員に所属し、長野県霧ヶ峰の自然保護活動に努める。  
 ・現在は株式会社京葉興業に勤務。